# 原発と司法

# 国の責任を認めない最高裁判決の罪

2025年1月26日 元福井地方裁判所裁判長 樋口英明

# 原発の本質はただ二つ

◆人が管理し続けないといけない

安全3原則:「止める」「冷やす」「閉じ込める」

◆人が管理できなくなったときの事故の被害は想像を 絶するほど大きい

 $\sim$ 

### 原発に関する最近の動きと原発の本質

◆政財界

#### ロシアのウクライナ侵攻

- →天然ガスの値上り→原発の再稼働の促進、新増設 原則40年運転期間の撤廃
- →防衛議論の高まり→敵基地攻撃能力
- ◆司法界

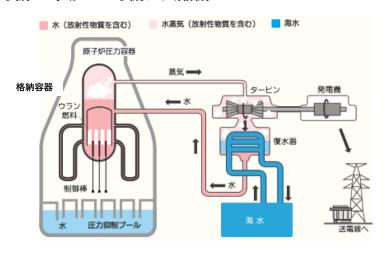
賠償関係

#### 最高裁 一6.17国家賠償棄却判決

東京地裁一株主代表訴訟13兆円余認容判決 差止関係

水戸地裁ー避難計画不備による差止認容

#### 図1 2号機の奇跡-2号機は欠陥機!!



### 図2 避難区域は250キロ

原発事故の被害の大きさは



原子力委員会委員長 近藤駿介 福島第1原発事故 「最悪のシナリオ」)

老朽原発はなぜ許されないのか

老朽原発は老朽家電でも老朽自動車でもない。

※老朽原発は老朽大型旅客機に似ている。

※老朽原発は何に似ているか?

#### 電気代の値上がりと関連して主張:原発にコスト論は通用するか

5兆円(東電売り上げ)×5%=2500億(利益/年)

25兆円(損害額)÷2500億円=100年分

一度の事故によって

大企業の100年分の利益が飛んでしまうような発電方法にコスト論は通用しない

◆東海第二原発→約665兆円 国家予算 →約110兆円 2号機の格納容器が破壊された場合→約2400兆円 (環境経済研究所 上岡直見氏試算)

# 防衛の要は弱点をなくすこと

ウクライナのザポリージャ原発(欧州最大) なぜ簡単にロシアに占拠されたのか

- ① 反撃できない→反撃すればヨーロッパ壊滅
- ② 従業員は逃げだせない→逃げ出せば原子炉が暴走

なぜ簡単に取り返せないのか →攻撃することができないから

#### 原発は自国に向けられた核兵器

これを除去するのに戦略も外交交渉も膨大な防衛費も不要

5

用の女は物点ではくりこと

8

### 2021年3月18日水戸地裁判決

事故が起きた場合には原発の安全3原則である「止める」「冷やす」「閉じ込める」を成功させかつこれを継続できなければ収束に向かわず、一つでも失敗すれば被害が拡大して、最悪の場合には破滅的な事故につながりかねないという、他の科学技術の利用に伴う事故とは質的に異なる特性がある

# 2022年7月13日東京地裁判決

原子力発電所において、ひとたび炉心損傷ないし炉心溶融に至り、周辺環境に大量の放射性物質を拡散させる過酷事故が発生すると・・・地域の社会的・経済的コミユニティの崩壊ないし喪失を生じさせ、ひいては我が国そのものの崩壊にもつながりかねない

### 大飯原発差止訴訟における主張

#### 原告住民の主張

大飯原発の敷地に強い地震が来ると、 原発は耐えることができないで過酷事故になります。 「助けてください。」

### 被告関西電力の主張は?

#### 表 2 基準地震動の推移

|                     | 建設当時  | 3. 11当時 | 2 0 24年2月時点 |
|---------------------|-------|---------|-------------|
| 大飯 3, 4 号機<br>(福井県) | 405ガル | 700ガル   | 856ガル       |
| 福島第一1~6号機 (福島県)     | 270ガル | 600ガル   | /           |
| 美浜原発3号機<br>(福井県)    | 405ガル | 750ガル   | 993ガル       |
| 東海第二原発<br>(茨城県)     | 270ガル | 600ガル   | 1009ガル      |
| 伊方原発3号機<br>(愛媛県)    | 473ガル | 570ガル   | 650ガル       |

(『原発はどのように壊れるか』 原子力資料情報室110頁 抜粋)

老朽化するに従って耐震性が上がっていくという不思議、怪しさ

### 本件事故の概要

文科省の地震調査研究推進本部は、2002年7月、福島県沖を含む領域に関し、マグニチュード8クラスのプレート間大地震が発生する可能性を指摘(長期評価)。福島原発の原子炉は海面から約10メートルの高さにあったが、東京電力がこの長期評価に基づいて津波の試算を行ったところ、1号機から4号機がある敷地の南東側前面で海抜15メートルに達することが判明した。

しかし、東京電力は、この試算津波に基づく対策を講じなかった。規制 権限を有している経済産業大臣も、津波による事故を防止するための適 切な措置を講じることを命じる権限を行使しなかった。

2011年3月11日午後2時46分に、マグニチュード9.0の巨大地震が起き、外部電源はすべての経路が地震により断たれ、午後3時36分ころ、15メートルを超える東側から津波が押し寄せ、1階ないし地下にあった非常用電源がすべて浸水し、その機能を喪失。

## 国家賠償訴訟の争点

①経済産業大臣(国)に義務違反があったか否か

②仮に、義務を尽くしていたら、福島原発事故は 防ぐことができたか否か

交通事故で、運転者に責任を問うためには、運転者に

- ⑦減速義務があったのか、
- ⑦徐行義務があったのか、
- **⑦運転停止義務まであったのかを確定しないと、** 義務違反と事故の発生との因果関係は確定できない。

14

### 多数意見

本件事故以前の我が国における原子炉の津波対策は、<mark>防潮堤を設置すること</mark>により原発敷地への海水の浸入を防止することを基本とするものであった。

- ◆予測された南東側からの15メートルの津波を防ぐための防潮堤を築くことで対策としては不十分であったとはいえない。経済産業大臣が津波対策を命じていたとしても建設されたであろう防潮堤は南東側が15メートルを超え、東側はそれより低いものになっていたはずだ(高低差のある防潮堤)。
- ◆実際は東側から到来した15メートルの津波による浸水はこのような高低差のある防潮堤では防ぐことはできなかった。
  - ➡権限不行使と結果との間に因果関係がないとして 国の賠償責任を否定

# 多数意見の主な問題点

(1)義務違反の内容を特定しないまま、現状では防潮堤が津波対策の基本であるとして因果関係を論じている。

(2)現状では防潮堤が津波対策の基本であるとの認識が間違っている。

(3)多数意見は経済産業大臣(国)の義務違反を論じてはいるが、極めて低い義務しか要求していない。

### 多数意見の問題点 (1) について 三浦裁判官の批判

多数意見は・・・法令の趣旨や解釈に何ら触れないまま、上記水密化等の措置の必要性や蓋然性を否定している。これは、長年にわたり重大な危険を看過してきた安全性評価の下で、関係者による適切な検討もなされなかった考え方をそのまま前提にするものであり、法令の解釈適用を踏まえた合理的な認識等についての考慮を欠くものといわざるを得ない。上記のような不作為や懈怠に伴う不十分な認識等は、本件技術基準が求める適切な措置の必要性等を否定する根拠となるべきものではない。

### 多数意見の問題点(2)について 民訴法321条違反

多数意見は高裁で有効性が認められた 水密化の手法を無視して高裁と違う事実を 認定している。

17

#### 多数意見の問題点(3)経済産業大臣に課せられるのは 高度の義務であることを認識していない

#### 四日市ぜんそく訴訟 1972年7月24日 津地裁四日市支部判決

「・・・少なくとも人間の生命、身体に危険のあることを知りうる汚染物質の排出については、企業は経済性を度外視して、世界最高の技術、知識を動員して防止措置を講ずべきであり、そのような措置を怠れば過失は免れないと解すべき・・・」

「・・・人間の生命、身体に極めて広範囲に深刻な危険を 及ぼすことが知られている放射性物質に係る事故防止につ いては、企業は経済性を度外視して、世界最高の技術、知 識を動員して事故防止措置を講ずべきであり、そのような 措置を怠れば過失は免れないと解すべきである」

# 三浦裁判官の反対意見

原子力基本法等の諸法は過酷事故が万が一でも起こらないようにするための法規制にほかならず、その一環として経済産業大臣に権限が付与された法の趣旨は原子力災害が万が一にも起こらないようにするためである

長期評価には信用性があるから、遅くとも2003年7月頃までの間に、経済産業大臣は東京電力に対し、電気事業法40条に基づく命令を発する必要があった。

その命令の内容は、法令の趣旨、目的を踏まえ、具体的な事情の下で、原子炉施設等の安全機能が損なわれることや、取り返しのつかない深刻な災害を確実に防止するために必要かつ適切な措置として合理的に認められるものを対象とすべきである。

18

### 三浦裁判官の基本理念

生存を基礎とする人格権は、憲法が保障する最も重要な価値であり、これに対し重大な被害を広く及ぼし得る事業活動を行う者が、極めて高度の安全性を確保する義務を負うとともに、国が、その義務の適切な履行を確保するため必要な規制を行うことは当然である

21

# 本判決の特徴と三浦裁判官の意図

◆三浦反対意見は 判決文54頁中30頁にも及ぶ 質、量、説得力、格調の高さ、具体的妥当性

質、量、説得力、格調の高さ、具体的妥当性 において多数意見を圧倒

- ◆裁判官の能力は、
- ①質の高い判決を書くこと
- ②合議の裁判において、他の裁判官の意見を 虚心坦懐に聴いて、自分の意見を修正することができること

裁判官の能力と資質

法の支配一政治は憲法の精神によってなされるべきこと(裁判所の優越)

法の正当な(憲法の精神、憲法秩序にあった法)適用 を担うのが全ての裁判所

多数意見は国民の側に軸足を置くのではなく、国の側に軸足を置いており、法の支配の番人としての役割を 放棄している。法と論理に従うのではなく、結論あり きの判断をしたことが強く疑われる

### 憲法76条3項

すべて裁判官は、良心に従い独立して職権を行い、この憲法及び法律にのみ拘束される

我々は何をすべきか?

- ①47位から14位への飛躍
- ②一人から二人へ

22

# ネルソン・マンデラ大統領の言葉

「裁判とは、心の強さが試される闘いであり、道義を守る力と道義に背く力とのぶつかり合いである」

「何事もそれが成功するまでは不可能に思えるものである」